

### 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

## 氏名又は名称

住所

代表者氏名

### 電話番号

① 指定給水装置工事事業者講習会等の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）  
年           月           日           ・     未受講  
**（公表： 可      不可   ）**  
未受講の場合、その理由（※非公表）

## ② 指定給水装置工事事業者の業務内容

【休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）】	
休業日	：
営業時間	：
修繕対応時間：	
(公表： 可 不可 )	
【漏水等修繕対応の可否】	
(対応可能なものに○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)	
屋内給水装置の修繕	埋設部の修繕
その他 (	)
(公表： 可 不可 )	
【対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけてください。】	
配水管からの分岐	～ 水道メーター ( 新設 改造 )
水道メーター	～ 宅内給水装置 ( 新設 改造 )
(公表： 可 不可 )	
【その他（自由記載欄）】	
(公表： 可 不可 )	

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

### ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

## 水道法施行規則 第36条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保すること。

- ※ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
  - ※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。
  - ※ 受講者名は、公表の対象ではありません。
  - ※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータ一までの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要 (チェックした場合は以下の記入不要)			
技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか	資格等を有しているか	
	有・無	有・無	資格等名称

上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

(公表: 可 不可)

※ 資格については、以下のものを有している場合に記載し、資格を証明する書類(資格証等の写し)を添付してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法第44条に規定する、配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※ 技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。